

## 下水道使用料の改定について

平成30年4月1日から、東みよし町水道事業給水条例における料金改定に伴い、次の通り下水道料金を改定いたしました。  
これにより、汚水量制および世帯員数制度も増額改定となりました。

### 平成30年3月使用分(4月分)までの料金表

《汚水量制(月額)》

(税別)			
用途	1戸又は1事業 基本水量	1戸又は1事業 基本料金	超過料金1m <sup>3</sup> につき
家事用	10m <sup>3</sup> まで	1,100円	130円
営業用	10m <sup>3</sup> まで	1,200円	10m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで 140円 500m <sup>3</sup> を超えるもの 210円
官公署用	20m <sup>3</sup> まで	2,000円	140円
医業用	10m <sup>3</sup> まで	1,200円	140円
工業用	100m <sup>3</sup> まで	10,000円	140円
臨時用	1m <sup>3</sup> につき		200円

### 平成30年4月使用分(5月分)からの料金表

《汚水量制(月額)》

(税別)				
種別	基本水量 (m <sup>3</sup> )	基本料金/月	超過料金1m <sup>3</sup> につき	備考
13mm 家事用	10m <sup>3</sup> 以下	1,300円	140円	町営団地 20mmを含む
20mm 家事用	10m <sup>3</sup> 以下	1,700円	160円	
20mm以上 家事用	10m <sup>3</sup> 以下	1,300円	140円	平成30年3月31日以前、 家事用選択水栓に限る。
25mm以上 13mm	10m <sup>3</sup> 以下	3,000円	160円	
20mm	10m <sup>3</sup> 以下	1,700円	160円	
20mm	10m <sup>3</sup> まで	1,700円	160円	
25mm以上 営業用	20m <sup>3</sup> 以下	3,000円	10m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> 以下 160円 500m <sup>3</sup> を超えるもの 210円	
全口径 官公署用	20m <sup>3</sup> 以下	3,000円	160円	
25mm以上 工業用	100m <sup>3</sup> 以下	12,000円	170円	昼間及び足代地区、 次回料金改定まで適用
臨時用	1m <sup>3</sup>		210円	用途変更届 により適用

《世帯員数制(月額)》

(税別)	
世帯員数(人)	使用水量(円)
1	1,330円
2	1,900円
3	2,470円
4	3,040円
5	3,610円
6	4,180円
7	4,750円

《世帯員数制(月額)》

(税別)	
世帯員数(人)	使用水量(円)
1	1,580円
2	2,280円
3	2,980円
4	3,680円
5	4,380円
6	5,080円
7	5,780円

### 使用料早見表(比較表)

汚水量制 (一般家庭)		世帯員数制	
汚水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)	人数 (人)	使用料金 (円)
~10	1,400		
11	1,550		
12	1,700	1	1,700
13	1,850		
14	2,000		
15	2,160		
16	2,310		
17	2,460	2	2,460
18	2,610		
19	2,760		
20	2,910		
21	3,060		
22	3,210	3	3,210
23	3,360		
24	2,520		
25	3,670		
26	3,820		
27	3,970	4	3,970
28	4,120		
29	4,270		
30	4,420		
31	4,570		
32	4,730	5	4,730
33	4,880		
34	5,030		
35	5,180		
36	5,330		
37	5,480	6	5,480
38	5,630		
39	5,780		
40	5,940		
41	6,090		
42	6,240	7	6,240
43	6,390		
44	6,540		
45	6,690		
46	6,840		
47	6,990		
48	7,140		
49	7,300		
50	7,450		

※13mm家事用  
上記(比較表)は消費税を含みます。